

契 約 条 項 説 明 書

業 務 名	太田川流域下水道東部浄化センター 脱水ケーキ処理業務その１（セメント化）
業務場所	広島市南区向洋沖町１番１号
委託期間	令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで
入札日時	令和８年１月２９日（木）１０時００分から
入札場所	太田川流域下水道東部浄化センター　２階会議室 （広島市南区向洋沖町１番１号）

１ 業 務 の 執 行

この業務は、公益財団法人広島県下水道公社財務規程を適用し、広島県契約規則を準用し執行する。

２ 共同企業体に関する事項（共同企業体の場合）

共同企業体による入札参加を希望する場合は、共同企業体を結成の上、その協定書を作成し、それぞれの構成員の産業廃棄物処理業務に係わる責任関係を明確にすること。（なお、閲覧時に、公社が提示する共同企業体協定書の内容以外でも、それぞれの構成員の産業廃棄物の処理の責任関係を明確とする事項があれば、追加記入表示すること。）

また、閲覧時に公社が提示する共同企業体協定書（見本）の項目・内容等は、必ず明記すること。

共同企業体協定書は、令和８年１月１６日（金）までに提出すること。

３ 契約に関する事項

（１）契約日

入札日（落札通知をした日）から原則５日以内（土日等休日を除く。）とする。

（２）入札保証金

免除する。

（３）契約の方法

ア 汚泥１トン当たりの単価契約とする。

イ ＪＶで入札参加した企業体が落札した場合は、当公社とＪＶ参加企業の企業ごと個別に契約書を締結し、この契約の総括のための協定書を締結することとする。

ウ 落札者は、この入札に関する契約書及び協定書を作成するため、各企業者の個別情報及び契約単価（内訳）等を公社に提出すること。

（４）契約保証金

ア 契約総額の１００分の１０に相当する額を納付すること。

ただし、保険会社との間に公社を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、納付を免除する。

イ 契約総額とは、落札価格（入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を加えた額）に、仕様書に記載された脱水ケーキの搬出計画量に乗じた額をいう。

(5) 報告

ア 定期報告

毎月又は仕様書に定める基準により、実施した業務の内容を報告すること。

イ 完了報告

全ての業務が完了したときは、完了報告すること。

(6) 検査

定期報告又は完了報告（手直しの場合を含む。）を受けた日から起算して 10 日以内に検査を行う。

(7) 支払条件

ア 前金払：なし

部分払：11 回

イ 部分払いについては、出来形検査後、完了払いについては完了検査合格後、各々適法な請求を受けた日から起算して 30 日以内に支払う。

4 入札に関する事項

(1) 最低制限価格

なし

(2) 入札書に記載する金額

搬出量 1 トン当たりの処理費とする。(単価契約)

(3) 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

※消費税等を除いた価格を入札書に記載すること。

(4) 課税事業者又は免税事業者である旨（予定を含む。）の届出

契約書には、契約金額に併せて当該取引に係る消費税等の額を明示するので、落札決定者は、課税事業者であるか又は免税事業者であるかの届け出は不要。

(5) 再度入札

入札金額の全てが予定価格を上回った場合は、入札金額のうち、最低の金額を読み上げて再度入札を行うこととするが、読み上げた最低入札金額以上の入札は認めない。

(6) 再度入札の回数

再度入札の回数は、5 回までとする。（初回を含めると、6 回まで）

(7) 代理人による入札

代理人が入札する場合は、入札開始時に、その代理権を証する書面（委任状）を提出すること。

(8) 入札辞退

ア 入札への参加を辞退する場合は、入札開始前に「辞退届」を提出すること。

イ 再度入札を辞退する場合は、その場で申し出ること。

(9) 最低の金額を入札した者が複数の場合

予定価格の範囲内で最低の金額を入札した者が複数の場合は、くじにより落札者を決定する。くじを辞退することはできない。くじを引かない場合には、公社職員が代わってくじを引く。

(10) 次に掲げる場合は、その者の入札を無効とする。

ア 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

イ 入札を取り消すことができる制限行為能力者の意思表示であるとき。

ウ 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。

エ 入札者が二以上の入札をしたとき。

オ 他人の代理を兼ね、又は二人以上を代理して入札をしたとき。

カ 入札者が連合して入札をしたときその他入札に際して不正の行為があったとき。

キ 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。

ク 再度の入札をした場合においてその入札が一であるとき。

(11) この入札に参加する者は、法令等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出すること。

ア 提出方法等

入札に参加する者は、入札の前に提出すること。

イ 誓約書を入札時に提出していない場合又は誓約書に不備があった場合は、開札後、発注者が指定した提出期限内（依頼日から起算して概ね3日以内）に提出すること。発注者が指定した提出期限内に誓約書の提出がない場合は、失格とし、落札者としな

いものとする。当該入札者に対し指名除外措置を行うことがある。

(12) この入札の落札者は、別途発注の「太田川流域下水道東部浄化センター脱水ケーキ処理業務その2（セメント化）」の入札に参加できない。

5 業 務 内 容

別冊仕様書のとおり

6 その他注意事項

(1) 刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律を遵守し、入札の公正を害する行為は行わないこと。

(2) 一括下請契約、いわゆる裏ジョイント契約その他不適切な形態による下請契約により業務を実施する等契約当事者間の信頼を損なう行為は行わないこと。

7 特約事項

この入札による契約は、当該契約に係る令和8年度収入支出予算が成立したときをもって効力を生じるものとする。

(参考) 入札参加資格確認申請書に添付する書類

【JV の場合】

書 類 名		確認欄
共 通	特定共同企業体入札参加資格審査申請書	☐
	共同企業体協定書	☐
	委任状（JV 内での入札権限委任）	☐
	使用印鑑届	☐
代表者	委任状（支社長等へ権限委任する場合）	☐
構成員 (処分 業)	産業廃棄物処分業許可証（写）	☐
	納税証明書（広島県税）	☐
	納税証明書（消費税及び地方消費税）	☐
	予定処理量以上の年間処理能力・実績を示す書類	☐
	業態調書	☐
構成員 (収集 運搬業)	委任状（支社長等へ権限委任する場合）	☐
	産業廃棄物収集運搬業許可証（写）	☐
	納税証明書（広島県税）	☐
	納税証明書（消費税及び地方消費税）	☐
	業態調書	☐
※	委託業務の内容（処分業務委託契約書第 4 条関係、別記 1）	☐
	〃（収集運搬業務委託契約書第 4 条関係、別記 1）	☐

※ 契約書作成準備等のため、可能であれば添付してください。

【単独企業の場合】

書 類 名	確認欄
産業廃棄物処分業許可証（写）	☐
産業廃棄物収集運搬業許可証（写）	☐
納税証明書（広島県税）	☐
納税証明書（消費税及び地方消費税）	☐
予定処理量以上の年間処理能力・実績を示す書類	☐
業態調書	☐